



今月のことば

monthly word

弁理士の役割

日本弁理士会 副会長

楠本 高義

1. 地方産業の活性化

今年是全国支部化10周年という記念すべき年になりますが、地方を取り巻く状況は改善されたのでしょうか。弁理士不在県に対しては日本弁理士会の援助と弁理士ご本人の英断により解消されました。ところが、弁理士試験制度の改革により、この10年で弁理士が大量に合格し、倍増したにも関わらず、地域差はありますが地方で活躍する事務所弁理士はさほど増えていないと思います。その要因は、言うまでもなく弁理士が力を発揮できるだけの仕事がないことにあります。東京を中心とする大都市に大企業が集中しており、しかも特許出願が本社経由でなされることが多いため、地方に工場・研究所があっても、そこで発生した発明は本社に流れてしまいます。さらに、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業等」といいます。）による出願件数は全体の1割強に過ぎず、その内何割かは大都市の特許事務所に流れています。結果、地方には仕事がないため、若手の弁理士が増えることはほとんどありません。地方に弁理士が少ないのは、地方産業が活性化していない証拠とも言えます。

地方産業の活性化を図るためには、中小企業等の活性化を図るほかありません。中小企業等の数は国内全企業数の99.7%、385万社（2012年経産省統計）であり、小規模事業者を除く中小企業数は51万社あります。これら中小企業等は日本国内に万遍なく存在します。中小企業等は知財の専門部署を有することはなく、専門知識を有する人材もほとんどいないと思われれます。このため、製造技術の改良や新製品などが知財の対象になるとは考えず、オープンにしている事例が多々あると思われれます。このような事態を未然に防ぎ、適切に保護することにより、その企業の発

展の礎にすることができます。製造業で知財と無縁で大きく成長した企業はないと断言できます。

中小企業等は優れた技術やブランドはあるが、それによって作り出された発明等の知財をどのように守り、それをコアとして発展させていくかをアドバイスする人材がいなと思われれます。我々弁理士は発明等の知財の掘り起しから権利保護まで一貫して行う能力を有しています。今まで、我々弁理士は「出願等の代理」というコア業務に囚われ過ぎてきたように思われます。我々弁理士が385万社の中の地元の中小企業等と一緒に歩むことにより、新たな展開が生まれるものと思われれます。

2. 知的資産の減少

我が国の特許出願件数は年々減少を続け、昨年度は約32万5千件（外内出願を含む）になりました。過去のピーク件数からみて、10万件以上の減少になりました。その要因は種々考えられますが、それはさておき、出願件数第1位の中国、第2位の米国は大幅に件数が増加しています。その他の国も増加しており、大幅に減少しているのは日本のみです。地下資源のない我が国は豊富に創出される知財を資産とする「知財立国」を目指して来て、今も変わりはないと考えています。ところが、知的資産の代表格である特許出願件数の減少は、明らかに資産の減少に他なりません。当然のことながら、減少した10万件以上は権利化する意味がない、あるいは権利化できない無駄な出願であったという事であれば、納得できます。出願の厳選は重要ですが、その選択を誤り他国の企業に権利化されてしまうことになると、取り返しがつきません。諸外国の特許出願件数の増加に反する我が国の産業界からのその減少は将来、ボ

ディブローとなって産業活動を圧迫するのではないかと危惧しています。

また、オープン・クローズ戦略が提唱されています。クローズ戦略には特許の囲い込み化と秘匿（ノウハウ）化があります。このうちノウハウ化は、組織的・人的な体制を含む全社的な秘密管理体制が整っていないければ、いずれ全てがオープンになってしまう可能性があります。ノウハウ化を採用するには、あらゆることを想定して予め対策を取っておく必要があります。知財の専門家のない中小企業は安易に採用すべきではないと考えます。

3. 地理的表示の登録受付

この6月から農林水産省が行う地理的表示登録の申請が始まります。この登録申請は、種苗登録と同様に我々弁理士に専門が認められているものではありませんが、同時に他士業にも専門が認められていません。農林水産省は誰でも代理が出来るとの立場をとっています。

地理的表示は商標法上の地域団体商標と近い制度でもあり、両者の制度趣旨が根本的に異なることを十分に把握し、制度の違いを認識して手続きを行う必要があります。そのような手続き代理には弁理士が適任であると考えていますが、新し

い制度ですので、受任される時には慎重な検討をされることを望みます。積極的に対応されることを期待しています。

4. 弁理士の役割

弁理士は特許・実用新案・意匠・商標の各出願から権利化・権利行使に至るコア業務とされることの研鑽は当然のこととして力を入れてきました。しかしながら、周辺領域については関心が低かったように思います。このため、未開拓の分野、すなわち農水分野・著作権分野・コンサル分野等々が多々残されていると思います。特に、コンサル分野においては、発明等の掘り起し以前に、如何にして新技術（発明）を創出するかを企業と共に考えるということも含まれます。全企業の99.7%を占める385万社の中小企業・小規模事業者を如何にして知財に目を向けさせるか、そして知財力をアップさせるかが中小企業の発展、地方の創生に繋がると考えます。それにはまだまだ弁理士がなすべき役割が残されています。弁理士は知財の専門家として、その知識を中心に周辺法域やコンサルティング業務等をスキルアップさせることにより、更なる可能性が広がるものと考えています。日本弁理士会として、一層の支援メニューを充実させたいと思います。